

平成24年度第1回年金業務監視委員会

平成24年4月23日

【郷原委員長】 それでは、定刻となりましたので、ただ今より平成24年度第1回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員及び村岡委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

本日は、議事に先立ちまして、先日就任され、年金業務監視委員会の担当となられました加賀谷総務大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【加賀谷政務官】 御苦労さまでございます。今御紹介いただきました、総務大臣政務官を拝命いたしました加賀谷と申します。私は、参議院のほうの、選出は千葉県でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、議員になった頃、この年金問題というのは大変大きなテーマでございまして、それ以降、大変関心を持ってきた仕事でございました。

この監視委員会では、年金業務に関する様々な事柄を御議論いただいているというふうには伺っております。特に、「運用3号」問題については、熱心かつ精力的に御審議をいただきまして、「運用3号」通知を廃止して、必要な立法措置を講ずべきとの意見をとりまとめでいただきました。この意見を受けて、厚生労働省が国民年金法の改正法案を国会に提出しており、この監視委員会が非常に大きな役割を果たしたものと考えております。

年金に対する国民の信頼を回復することは、重要な課題であり、日本年金機構と厚生労働省の年金業務の実施状況を監視するこの委員会の活動は、非常に重要であると考えております。

郷原委員長を始め、今後とも皆様方の活発な御審議を期待して、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

なお、加賀谷政務官におかれましては、公務御多忙のため、ここで退席されます。ありがとうございました。

【加賀谷政務官】 すみません、どうもありがとうございます。よろしくどうぞお願ひします。

(加賀谷政務官退席)

【郷原委員長】 それでは、これから議事に入ります。

本日は、日本年金機構平成24年度計画及び平成24年度予算の詳細について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

まず、日本年金機構平成24年度計画についてヒアリングを行いますが、説明に当たっては、時間が限られておりますので、年度計画の重点事項、また、当委員会のこれまでの審議結果が反映されている事項、平成23年度計画との変更点などにポイントを絞って、説明をお願いします。

【野口経営企画部長】 日本年金機構経営企画部長の野口と申します。

それでは、簡潔になるべく御説明したいと思います。

資料1-1でございますが、最初に概要版が付いております。そのあと、7ページから本文でございます。これは24年度の計画そのものでございます。この計画そのもの、7ページ以下に沿いまして、御説明したいと思います。また、記録問題につきましては、別に資料1-2ということで、工程表が付けられておりますので、記録問題のところはそちらをまた御参照いただければと思っております。

まず、7ページでございます。前文がございますが、私ども、年の初めに理事長から組織目標を発出してしております。そのメッセージを取り込む形で、基幹業務に一生懸命取り組むといった重点の柱を三つ明記させていただきました。また、今後、制度改正が予定されておりますので、それにしっかり取り組むということを、この前文で記載させていただいたところでございます。

それから、「I 年金記録問題への対応に関する事項」でございますが、これは1-2の資料を御参照いただきたいと存じます。おめくりいただきまして、1ページ、また、その次、2ページに、この記録問題の工程表、これはスケジュールにのっとり計画的に行うということで、作ったものでございますが、年に一回、御案内のとおり改定しております。24年度版の工程表でございます。それをどのように改定したかのポイントが、2ページに書かれております。

記録問題の基本的考え方でございますが、22年度から25年度までの4年間のうち、現在、折り返し点、後半の2年度を迎えるという状況になっておりまして、また、幸い、各種便の処理につきまして、概ねめどが立ってきたという状況の中で、主な取組として、四つの事項を大きな柱としております。

引き続きでございますが、一つ目が、紙台帳とコンピュータ記録との突合せ、これは24年度末を目途に受給者の突合せ作業を進める。また、持ち主の手掛かりが得られていない記録につきましては、24年度末を目途に持ち主検索作業を進める、これは引き続きの課題でございますが、それに取り組むということでございます。なお、この記録問題につきましては、従前から、費用対効果がどうなのかということで、御指摘をいただいているところでございますが、もちろん受給者につきましても効果の高い、これまでどおり優先順位を付けて行うことを続けながら、被保険者をどうするのかというのが大きな課題でございます。正に費用対効果を十分考えながら、今後、検討していくということになろうかと考えております。

それから、厚生年金基金記録との突合せが、二つ目の柱でございますが、これは、この第1次審査、第2次審査、ここに記載しているとおりのスケジュールに沿って、頑張っまいりたいと思っております。

それから、三つ目、四つ目、これが言わば新たな柱として出てきたものでございますが、未解決の持ち主不明記録をどうするのかということでございまして、未統合となっている記録につきまして、25年1月を目途に「ねんきんネット」から検索を可能とするようなシステム開発を進めます。また、それと連動する形で、御本人から不安がある、記録に漏れや誤りの懸念があるという方にお申出をいただいて、年金事務所のほうで確認をいただくといった、「気になる記録の確認キャンペーン」を、これも25年1月を目途に開始してまいりたいと考えております。この辺につきましては、委員会のほうから、本人に確認するようなことも考えたらどうかという御指摘もいただいております、それに合わせた形となっております。

それから、四つ目の柱が、今後の記録の正確性確保でございますが、簡単に申し上げれば、いかに記録問題を再発させないようにするのかというところとお考えいただければいいと思いますが、これもこれまで委員会のほうから、再発防止策をどうするのかにつきまして御指摘いただいた点でございます。まず、ねんきん定期便、これはルーティン化することによりまして、正に日々記録の気になるところを即時的に直していくという取扱いになるわけですが、これにつきましては、コストという面もございまして、基本的に様式を「はがき化」して、逆に読みやすく、確認しやすくする。それから、また、「ねんきんネット」の利用者に対しまして、インターネットによる、いわば電子版ねんきん定期便を開始するという取組をやりたいと思っております。それから、また将来、記録問題につながる

おそれがあります基礎年金番号の重複付番という問題につきましては、この付番の発生を防止するという形で、このマルに書いてあるような取組を進めたい。

以上が基本的な考え方で、24年度に進めたいという中身でございます。

なお、その次の3ページでございますが、ほぼ各種便の処理は終わったということですが、「1 資格照会」の中で、実は残された課題が[備考1]でございまして、持ち主らしいと分かっている方に対して出していた黄色便について、10年未満の記録を持っている方はどうするのかという問題がございまして、これにつきましては、正に効果という点で、年金確保支援法で後納が認められる。それからまた、現在、国会に法案が提出されておりますが、受給資格期間が25年から10年に短縮されることから、効果も高くなるだろうということで、10年未満の方についても取り組むという中身が、この[備考1]でございます。

それから、各種便をお送りしても届いていない方、あるいは回答がない方をどうするのか。これも残された課題でございまして、これにつきましても、併せて様々な記録の確認作業を進めるというのが[備考2]でございます。

それから、「4 記録回復の促進」。これは、事務所段階で記録回復を進められる基準も順次できておりますので、それに従って進めるという中身になっております。

その次のページでございますが、先ほど申し上げました再発防止を、改めまして、「今後の記録の正確性確保対策」、1から4の柱でまとめさせていただいております。

それから、工程表の本文でございますが、若干新しいところを紹介させていただきますが、8ページの「(2) ねんきんネット」の[備考]でございますが、「振込通知書」等につきましても、6月を目途にインターネットによる通知を行うといった形で、ねんきんネットのサービスの拡充を図りたいという中身を盛り込ませていただいております。

以上が記録問題の概要でございまして、年度計画の本文のほうに戻りますが、7ページから8ページ、9ページ、それから10ページの真ん中辺りまで、これは記録の問題でございます。

それから、「II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございますが、「1. 適用事務に関する事項」の国民年金から始まっておりますが、「(1) 国民年金の適用事務の確実な実施」の②で、第3号被保険者の記録不整合問題につきまして、法案が出されておりますが、その法案の施行準備を的確に行って、再発防止に取り組むという課題を明記させていただいております。

それから、12ページでございますが、厚生年金の適用問題でございます。上から二つ目のポツでございますが、事業所調査について、全ての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とするということを明記させていただいております。

それから、その次の「2. 保険料等収納事務に関する事項」でございますが、最初は国民年金でございます。ここは、①に具体的な目標値を掲げさせていただいております。例えば、平成22年度の現年度納付率を5.5ポイント程度、最終納付率に向けて伸び率を確保するといったような中身になっておりまして、これは従前では4～5ポイントという形になっておりましたが、それを5.5ポイントという形で書いております。同じく、その下のイのところでは4.0ポイント、それから、ウのところでは上回る水準といった形で、それぞれ意欲的な目標を明記させていただいているということでございます。

それから、その下の②のところ、市場化テスト受託事業者の関係でございます。ここも委員会のほうから、外部委託をどうやってチェックするのか、どうやって適正を図るのかということで、度々御指摘をいただいております。その一つ、この市場化テスト事業でございますが、13ページの頭でございますが、実は今年の10月に契約の更改を迎えることとなりますので、正にいいチャンスであるということで、業務の質を適正に評価した業者が選定できるように、様々な点に取り組みたいということでございます。

それから、その次の③でございますが、収納対策強化指定年金事務所ということで、この指定を明定化させていただきました。

それから、「④ 強制徴収の着実な実施」のところでございますが、一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けるという形にさせていただきました。

それから、⑤でございますが、真ん中あたりから、平成23年所得に基づく免除勧奨対象者につきましては、25年度夏までに、半数を免除・納付に結び付けるといった目標を明記させていただいております。

それから、「⑧ 公的年金制度に対する理解の促進」の一番最後の行でございますが、特に大学生等の若年者に対して、様々な機会を通じて啓発の取組を強化すると、これが正に収納対策の地道ながら重要な部分ではないかと考えております。

それから、⑨、新しく施行されることになった後納制度について、しっかり行うということを書かせていただいております。

それから、次の(2)の厚生年金の徴収対策でございますが、この辺につきましても、

未適用事業所の適用を進めると徴収率は下がるのではないかと、徴収率をどうやって頑張るのかという御指摘いただいております。正に御指摘のとおりでございますが、新たな中身としましては、②の最初のポツのなお書きでございますが、やはり最初に手を打つのが大事だということで、新規滞納事業所に対して、滞納処分を確実に実施するといった取組、あるいは、最後のポツでございますが、滞納処分を迅速かつ確実に実施することを明記させていただくとともに、国税庁との連携が重要であろうということで、つい先頃、実績が1件出てまいりましたが、国税庁に委任する仕組みを更に積極的に活用することとさせていただきます。

それから、「3. 給付事務に関する事項」でございますが、①、特にサービススタンダードの達成率の低い障害厚生年金については、15ページの2行目でございますが、本部への進達する期間がちょっと長いのではないかと、やや個別に踏み込んだ対応も図りながら、この達成をしていきたいというようなことを盛り込ませていただいております。

それから、「4. 相談、情報提供に関する事項」でございますが、ここも待ち時間の短縮をどう図るのかということで、御指摘をいただいている点でございます。残念ながら、24年度は様々なことがございまして、自然体でいきますと、むしろ相談件数は増えていくのではないかとおられます。したがって、より意欲的に取り組まないと大変だということです。

①でございますが、窓口体制を強化する。具体的には、難易度の高い相談対応ブースは基本的に正規職員で対応する。したがって、24年度におきましては、2割程度の正規職員化を目指すという目標を立てて頑張ろうということでございます。

それから、16ページでございますが、④「相談窓口の待ち時間等情報表示サービス」、これはリアルタイムで、混んでいるか混んでいないかをお客様にお示しできるというもので、この導入拡大を図ろうという中身でございます。

それから、⑤でございますが、ホームページへのQ&Aの掲載等によって、疑問を解消していただくことによって、入電数の減少も図ろうという中身でございます。

それから、御指摘いただきました相談職員の資質をどう確保するのか、あるいは、相談サービスの質をどう確保するのかにつきまして、⑥でございますが、「年金相談事跡管理システム」を活用していく、あるいは、窓口仕分けを徹底するといった形で、効率とサービスの質の中身を高める。

それから、17ページの⑨でございますが、常設の出張相談所の設置・活用、それから、

⑬でございますが、現場でのOJTの展開、あるいは、ウィンドマシンの操作研修の充実といったようなことにも取り組みたいということでございます。

その次でございますが、分かりやすい情報提供ということで、18ページのウでございますが、地域に根ざした活動を図りたい。また、自治体との連携をどうするのかということも指摘をいただいておりますが、私ども、正に自治体との連携は大事であるということで、2つ目のポツでございますが、地域の関係団体（社労士会や教育関係機関等）、それから自治体と連携をして、年金制度の周知・啓発活動に非常に力を入れてやっていきたいと思っております。

また、情報提供も分かりやすくしなさいということも指摘を受けておりますが、例えば、オのところ、ホームページの問題がございますが、最初のポツであります、お客様が利用しやすい画面構成となるような工夫、これはCMSといった機能を導入するといったことも含めて取り組むことにさせていただきますし、また、カのところでございますが、年金Q&Aにつきまして、お客様からのアンケート調査の結果を踏まえて、日々改善を図るといったことにも取り組むということでございます。

それから、19ページ、「② 年金個人情報の提供の充実」のア「ねんきん定期便」、先ほど申し上げましたが、「はがき」でお送りする。その際に、確認していただきたいポイントを分かりやすくするというところでございます。

それからまた、自治体との連携という意味では、イのところ、市区町村や郵便局との協力を得て、「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供といったこともございます。

それから、「5. お客様の声を反映させる取組に関する事項」でございますが、お客様向け文書も、②の最後のほうにあります、関係職員の研修を行って、分かりやすい文書づくりを行うといったようなことが新しく入っております。

それから、20ページ④、お客様の声をどう集約するかということでございますが、その最後のほうで、お客様の声を蓄積、対応を管理・分析するための新たなシステムを導入したいという中身でございます。

それから、「6. 電子申請等の推進に関する事項」でございますが、電子媒体申請の対象届書の拡大、あるいは、市町村からいただくものも電子媒体化を進めるといった中身でございます。

それから、その次の「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」でございますが、「1. 効率的な業務運営体制に関する事項」の②、バーコードを活用した受付進捗管理システムを導入

することによりまして、効率化と事務処理誤りの防止なども図ってまいりたいと考えております。

それから、飛びまして、23ページでございます。内部統制ですが、その中の一つで、職員の使命感、モチベーションをどう維持するのも御指摘いただいておりますが、正にそのために、一人ひとりの問題意識、「気付き」を具体的な行動に結び付けていけるような組織風土改革に取り組みたい。これは引き続きの課題で頑張っ<sup>て</sup>まいりたいと考えております。

また、リスク意識をどう<sup>かんよう</sup>涵養するののかという御指摘もいただいておりますが、それは②でございますが、新たな取組といたしましては、後ろのほうにあります、リスク管理意識、コンプライアンス意識を職場内に更に浸透させるための研修の実施といったことにも取り組みたいと思っております。

それから、⑤事務処理誤り、この分析を行いまして、再発防止を図りたいと考えております。

それから、24ページでございますが、人事、あるいは人材育成の部分でございます。「3. 人事及び人材の育成に関する事項」の「① 戦略的な人事政策」のイで、今年度から幹部登用試験を実施したい、そう考えております。

それから、「② 人事評価制度の推進」でございますが、事務所ごとの事業実績の評価・反映といった客観的な指標による実績評価も実施するという考え方でございます。

それから、25ページ、「③ 人材の育成」に関しまして、幾つかございますが、様々な研修の中身について、ア、イ、ウと書いてあるような、新たな中身を盛り込ませていただいております。

それから、26ページ、予算、収支とございますが、これはまた後ほど、予算の関係で御説明したいと存じております。

すみません、大変早口になりまして申し訳ございませんが、以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、ただ今の説明について、何か御質問があればお出しください。

【吉山委員】 よろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【吉山委員】 質問ではなく単なる感想とさせていただければいいのですが、この4月からねんきん定期便が「はがき」になりまして、早速ほかの方に見せていただいたのです。



が、「はがき」というのは手に取って見やすいというところがありまして、これは非常に良かったのではないかと、最初に考えていたよりも非常に良かったのではないかと考えています。

あと、節目年齢の説明について、分かりやすい文書づくりというのが中に書いてありましたが、やはりあれ以上簡単にすると、必要な事項が伝わらないのだと思うのですが、もうちょっと絵を入れるなり、図を入れるなりしていただいてもいいかなと、ちょっと思いました。でも、なかなか分かりやすくなってきたと思います。

【伊原記録問題対策部長】 ねんきん定期便に関し、ちょっとコメントさせていただきますと、「はがき」化に当たりましては、一般の方を含めて、何度も何度もいろいろ御意見を聞いて、あのような内容になりました。まだまだ改善の余地はあるかもしれませんが、今の段階ではこれでいこうかなと。今後、反応も返ってまいりますので、それをまたフィードバックしてやっていきたいと、このように思っております。

【郷原委員長】 はい。

【高山委員】 2つ質問です。

まず第一に、説明資料1-2の2ページ目の下に、「④今後の記録の正確性確保対策」が記述されております。今後、問題になるような事案をできるだけ未然に防止するということが大事だということとして、関連する実績の計数を、今日でなくても結構ですので、教えていただきたい。

まず、厚生年金関連で事業主から年金事務所にいろいろな届出がされます、標準報酬月額や氏名、さらに基礎年金番号、加入期間、加入と脱退の記録等。その中で、年金事務所あるいは日本年金機構がチェックした記載ミス、年金機構のほうで発見した事業主の記載ミスが昨年度の1年間にどのくらいの件数あったのか。さらに、それを問い合わせなり何かして、どれだけ修正できたのか。あるいは、不明のまま残ったものが一体どのくらいあるのか。

それから、昨年もねんきん定期便を各加入者に送っているわけですが、自分の記録は間違っているのではないかという加入者からの問い合わせ、ないし相談が昨年度にどのくらいあったか、さらに、そのうち、どれだけを修正処理をしたのか。

人間がやることだから、事業主も年金事務所のほうでも、いろいろな間違いが起こり得る。あるいは、加入者本人にも勘違いがある。そういうことを一つ一つ毎年確認していくことが大事であって、そういうことをしないと、正しい記録を確保していくことができない

いのではないかと考えています。毎年の業務の中で、それぞれのミスがどのくらいあったかということをお示しいただきたい。今日の段階でなくて、用意ができた段階で結構です。それが1点目です。

第二に、説明資料1-1の14ページ目、これは前回もやりましたが、厚生年金の適用と保険料徴収の話です。その中で、滞納処分をした後、最終的に債権放棄をした保険料が1年間にどのくらいの金額になっているのか。

将来的には受給権を保証していますので、保険料は徴収できなかった、債権放棄したが、給付は約束しているから、支払わなければいけない、債権放棄した分によって発生する将来の給付予定額、一時金換算でそれがどのくらいの金額になるか。この金額についても、何らかの作業をなさっていただいて、いずれかの時期に御報告をいただきたい。以上2点です。

**【郷原委員長】** いかがですか。

**【伊原記録問題対策部長】** まず最初の御質問のほうで、事業主から届出があった中で、ミスがどのくらいあったのか。あるいは、定期便の中で、違っているよというような形でどうだったかという御指摘でございました。

まず事業主から上がってくる時のミスというのはどういうのがあるかということ、一つは、事業主自身が記載をミスしてきたケースと、それから、記載自体が空欄で、我々のほうでこれを突き返すケースとございます。正直なところ、空欄のようなものは、我々のほうで突き返してできますが、最初の記載ミスだと、明らかにミスなものは分かりますが、そうじゃないものは分からないので、実はその件数というものについては、何件というようなものは取っておりません。したがって、その数字については、お出しすることは難しいかなと思います。

それから、後段のほうの定期便のほうの問い合わせ件数につきましては、整理してお出ししたいと思います。

ちなみに、御指摘のようなミスというのはどこでも起こり得るのですが、それを防止することが、この記録問題の再発を防ぐということで、先ほどの1-2の資料の4ページを御覧いただきたいと思いますが、そこに今後の記録の正確性確保対策、いわゆる再発防止対策として四つ挙げております。先ほど野口のほうから1と2の御説明をさせていただきましたが、このほかに、3番の届出書の電子化、これが大事だと思っています。機構のほうに寄せられるデータというのは、事業主と市町村から来ています。膨大な量の情報が寄

せられるわけですが、事業主が最初の段階で入力をミスしてしまう、それから、我々のほうがいただいた後に、紙でいただきますと、それをまた外部委託業者で入力するわけですね。そこでミスが発生するリスクがあります。

こうした届出を電子媒体でもらえば、空欄があれば自動的にチェックされますし、それから、あり得ないデータを入力されれば、チェックできますので、そういう形にしていきたい。あるいは、我々のほうで外部委託して入力するという作業も要らなくなります。コストセービングにもなりますし、そこでのミスも発生しなくなります。今後は事業主サイド、それから市町村サイド、両方の届出書の電子化に全力を挙げていきたいと、このように思っております。

**【岡村厚生年金保険部長】** 日本年金機構厚生年金保険部長の岡村でございます。

厚生年金の徴収につきまして、御下問をちょうだいしたわけでございますが、前段の部分について、ちょっとお答えさせていただきたいと思っております。

まず、滞納事業所数ということでございますが、これは24年2月末で、19万3,000件ほどになってございます。また、23年4月から今年の2月末までのほぼ1年でございますが、この間の差押え件数ということにつきましては、1万6,000件ほど事業所に対して差押えをしているところでございます。

さらに、御指摘をちょうだいたしませたいいわゆる民間でいう貸倒処理みたいな、要は、取れない、各種方策をもちましても取れなかったものということで、不納欠損ということで処理しているのでございますが、これは今きれいに整理されている数字がございませんので、また別途報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**【郷原委員長】** その差押えの1万6,000件というのは、増えているのですか。

**【岡村厚生年金保険部長】** 対前年同月比で言いますと、3,700件ほど増えておりますので、20%ほど増ということで御理解いただければと思っております。

**【郷原委員長】** それと、差押えを行って、何か財産を差し押さえて、換価処分をして、実際に回収できた金額というのはどのくらいですか。

**【岡村厚生年金保険部長】** 今、数字が手元にございませんで、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

**【郷原委員長】** 正確な数字ではなくてもいいのですが、今、全体として倒産件数が増えているか減っているかは別として、中小企業の倒産は少なくとも増えているのではない

かと思うのです。そういう状況の下で、先ほど高山委員が言われたような、それによって不納欠損が増えているという実感はないですか。普通、そうなってしまうのではないかという気はするのですが。

【岡村厚生年金保険部長】 今、手元に計数がございませんが、若干景気の影響と言いますか、震災がございましたので、不納欠損が増えているのは事実ということでございます。

【郷原委員長】 それと、これも一般的に考えたときに、中小企業に滞納処分をやって、1万6,000件やっても、法人の資産自体がほとんどない場合が多いし、ですから、会社名義の預金に手を着けないとどうにもならないと思うのです。預金に手を着けたら一般的にもう即倒産になるので、通常は差押えをやって回収できないということを聞いているのですが、回収するのはなかなか難しいと。

【岡村厚生年金保険部長】 基本的には御指摘のとおりでございます。もう御案内のように、こういった会社というのは、税金も滞納しているという場合が多いので、地方税、国税含めてですが、残念ながら年金の債権というのは劣後しますので、何かあった場合には、既に国税とか地方税で持っていかれている。

あと、財産調査で差押えということで、売掛金とか、そういったものもあるのですが、そういうものはなかなかセンシティブなところがございます。八方手を尽くして、納付に応じていただけない場合は、そういうことで、打って出るということもあるのですが、御指摘のように、なかなか難しい状況にあるというのが事実でございます。

ただ、最近、当方の基本スタンスといたしましては、財産調査ということで、<sup>かめい</sup>仮名・<sup>しやくめい</sup>借名の口座とか、隠しているものもないかということも含めまして、財産調査につきましては、念入りにやった上で、差押えられるものにつきましては差押え、換価ということで頑張っていきたいということでやっているところでございます。

【郷原委員長】 それでは、次回までに、今、高山委員が言われた不納欠損の額、それと、増減とか、その辺りも含めて、それは金額を調べていただくということで。

【岡村厚生年金保険部長】 承知いたしました。

【郷原委員長】 それと、厚労省のほうでは、制度面で今の厚生年金に関して、不納欠損が生じたときに不公平が生じるのではないかということは、前から私もいろいろ、いわゆる年金改ざん問題などの関係でも指摘してきたのですが、その点について何か検討はされているのですか。

【中村事業管理課長】 以前から、不納欠損になった場合に、その分を給付に反映していることの是非は問題になっていまして、検討課題ということにはなってございますが、現段階で何か一定の結論が出ているということにはなってございません。

【郷原委員長】 それでは、よろしいですか。どうぞ。

【岸村委員】 12ページのところで御説明いただいた、国民年金のほうの収納率なのですが、先ほど野口部長のほうから意欲的な目標を立てたというふうに御説明いただいた、22年度分についてはプラス5.5ポイント、23年度は4ポイント、さらに現年度は60%以上という、この辺なのですが、1年ずつ遡った実績はどのくらいですか。例えば、21年度ですと去年は何ポイントぐらい伸びているのかとか、そういう実績はあるのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 今回目標を立てました22年度現年度納付率、最終5.5ポイントでございまして、22年度の納付率、現在59.3%が22年度納付率でございまして、これの過年度の……。

【松田理事】 ただ今御質問があったのは、要するに、現年度から最終納付率の伸びということだと思いますが、実績が出ているのは、20年度については22年度で最終納付率が出ておりまして、この数字は4.8ポイント。それから、19年度について言いますと、最終納付率は21年度に出ますが、これが4.7ポイント。ちなみに、18年度はちょっと低いのですが、4.5ポイント。5ポイントを超えているのは、17年度が、19年度に最終納付率が出ておりますが、5.3ポイントと、このような過去の実績になっています。

【岸村委員】 ありがとうございます。

そうすると、それに上積みした目標ですが、一つは、ここには当然書き切れていないと思うのですが、ポイントをどうやって達成するかというのは、一番ぱっと説明できる対策というのは何かお考えでしょうか。

【松田理事】 この国民年金の収納対策というのは、いろいろ議論をいただいているところなのですが、今の基本的な考え方というのは、要するに、被保険者の属性に応じて、所得の状況、それから、保険料の納付についても滞納期間がどうなのかということで、所得水準が高くて滞納期間が長くなっている方については、強制徴収を行っていくような対策を打つということです。基本的には、被保険者の属性に応じて対策を打つというのが基本だろうというふうに考えています。いずれにしろ、そういう中で、今考えているのは、少しでも滞納が始まれば、催告状というものを発出して、できるだけ納付をいただくような取組を進めております。従来は500万円以上、これは23年度は500万円以上の方にしかそ

ういったものを出していないということでしたが、少しその辺の対象を拡大するというようなことで、やれることはやっていこうというふうに考えています。

【郷原委員長】 それでは、続きまして、平成24年度予算の詳細について、説明をお願いします。

【本田財務部長】 それでは、説明資料2を御覧いただければと思います。

先ほど24年度計画の説明がありましたが、24年度計画の27ページ以下に、別紙1、2、3という形で予算の数字が出ておりますが、それをベースにして、少し費目等を詳細に記したものが、説明資料2でございます。

これにつきまして、まず日本年金機構の収入の部分でございます。表の左側のところがございますが、保険料財源であります事業運営費交付金1,365億円、それから、税財源であります運営費交付金2,010億円、それから、若干宿舍等の賃料で独自の収入というので3億3,000万円というのがございます。

その横の支出の欄でございますが、これは従前から機構の業務の費用としては、人件費や一般管理経費、それから、年金記録問題対策経費につきましては、税財源で対応する、それ以外の保険事業運営に直接関わる経費については、保険料財源で対応するというところで、収入と支出がこのような形で結び付いているところでございます。

なお、年金機構の職員に係る人件費でございますが、これは人件費という形で一括して計上されてございますので、その横の「主な費目」の一番左側の人件費の欄、これは人件費として結び付いておりますが、各事業部門に人件費はそれぞれ幾らだったかという計上をしておりませんので、このように人件費という形で、一括して計上されております。ただ、年金記録問題対策経費につきましては、これは一定期間に独立した対策として位置付けられているということもございますので、記録問題対策に係る経費は、人件費も含めて、全て記録問題対策経費の908億円の中で計上されているということで、記録問題対策経費については、職員人件費の215億3,000万円というのがここで計上されているところでございます。

それでは、各事業分野の費目別の内訳についてでございます。「主な費目」というところで、横軸のところ、人件費、雑給というふうに並んでおりますが、人件費は、先ほど申し上げたとおり、機構職員の人件費でございます。雑給というのは、これは有期雇用の職員の人件費というふうにお考えいただければと思います。機構で言いますと、特定業務契約職員とアシスタント職員でございます。それから、外部委託費というのは、正に外部に

委託する、特に社会保険庁時代に自らやっていた部分を外出しした部分の委託費ということでございます。通信運搬費は、機構の場合、年金に関していろいろな文書等を出しておりますので、そういった費用があります。それから、雑役務費のところですが、これは雑費と、それから、役務の提供に関する経費ということで、雑費と役務の提供に関する経費というふうにお考えいただければと思います。その他というふうに分かれております。

それで、まず上のほうから見ていきますと、保険事業経費のところですが、ここが国民年金の適用、厚生年金の適用、国民年金・厚生年金の徴収、年金給付ということで、いわば機構の基幹業務に係る経費というふうになっております。全体で569億円という形になっておまして、今言いました5分野に分けた金額が、その下に書かれております。

この中で幾つか例を挙げて御説明をいたしますと、まず、例えば国民年金の適用という部分でございますが、ここで言えば、やはり適用ですので、いろいろな届出書というのが出てきた場合の、入力委託の業務というのが結構あるということで、外部委託費のところでは14億8,000万円ということで計上されております。

それから、金額が一番この中でも大きい国民年金の徴収、250億円という全体の額がありますが、この中で外部委託費の97億円というのがございます。これは市場化テスト事業ということで、外部委託費の事業ということで計上されているところでございます。

それから、やはり同じく国民年金の徴収の部分で言えば、納付書の作成や、それから、作成した納付書の送付ということで、雑役務費の54億円、通信運搬費の60億円といった金額が計上されております。

それから、年金給付の分野におきましては、これもやはり額改定の通知を行ったり、その通知を作成したりという業務がありますので、通信運搬費や雑役務費のところに金額が計上されているところでございます。

それから、オンラインシステム経費のところは、401億円の中で最も大きいのが、雑役務費の281億円になっておりますが、これはシステムの保守に係る費用が非常に掛かっているというところでございます。

それから、年金相談等事業経費のところでは、これはやはり相談事業、かなり有期雇用職員に頼っている部分もありますので、63億円。それから、コールセンターの外部委託や相談の社労士会への委託ということで、外部委託費に93億円。それから、先ほども話題に出ました定期便の作成や、その送付ということで、それぞれ雑役務費や通信運搬費のところに金額が計上されているところでございます。

それから、年金記録問題対策経費につきましては、紙台帳とコンピュータ記録の突合せなどでは、業者にかなり委託をして、言わば役務の提供を受けておりますので、908億円の中でも608億円という形で、雑役務費の金額が多く計上されているところでございます。

それから、一般管理経費につきましては、こちらも機構内のシステムの保守でありますとか警備の関係等で、雑役務費のところは58億円ほど計上されておりますし、その他、年金事務所の修繕費などが、その他というところで75億円弱計上されているところでございます。

次のページをお開きいただければと思います。こちらは、「国民年金、厚生年金保険の適用・収納対策に要する経費」というのを特化して整理をした資料でございます。これらの四つの分野で、主な事項というのを右側に記載させていただいておりますが、国民年金の適用・収納、厚生年金の適用・徴収、それぞれに共通しますが、それぞれの欄にございますが、事務センターにおける各種届書が出てきた場合の入力委託などに要する経費というのが、これは厚生年金の徴収以外の3分野で出ております。そのほか、中身はいろいろ異なるのですが、いろいろな各届書の作成とか送付の費用といった、事業運営に要する経費というのが、やはりこの4分野のいずれにも共通して、それぞれ最後の事項として出ております。

それぞれの分野で見ていきますと、国民年金の適用関係業務につきましては、適用勧奨状の送付等に要する経費や、節目年齢で適用勧奨を行う際に、住基ネットの情報を活用する費用などというのがございます。

それから、国民年金の収納業務につきましては、納付書の作成でありますとか、それから、先ほど申し上げました市場化テストの事業などの費用が、それぞれ大きな金額となっております。その他、社会保険料控除証明書に要する経費や、強制徴収や免除勧奨などに要する経費が挙げられております。

それから、厚生年金の適用関係では、未適用事業所の適用促進に要する経費として、約5億円が計上されておまして、このうち文書、電話、訪問による勧奨を外部委託で行う経費として、4億円が計上されているところでございます。

厚生年金の徴収関係では、保険料の滞納処分に要する経費などが計上されております。簡単ですが、以上でございます。

**【郷原委員長】** ただ今の御説明について、何か御質問はありますか。

**【片桐委員】** 説明資料2の1ページ目のところで教えていただきたい。人件費を、年



金記録問題対策経費と人件費で分けていらっしゃいますが、これを見ると、大体2割ぐらいの人が年金記録問題に関わっていらっしゃるのかなと思うのですが、具体的に、どのようにして区分されたか教えていただけますでしょうか。

【本田財務部長】 先ほど申し上げましたように、通常、年金機構の人件費については、一括して人件費という形で運営費交付金から受け入れておりますので、この950億円というのが全体の額であるわけです。記録問題対策については、別途、通常の前算の中での対応というよりも、期間を限って、集中して独立してやっていくということで挙げられていますので、この950億円の人件費の言わば外数として、この人件費の215億円というのはあるわけでございます。その比率につきましては、今、片桐委員がおっしゃったとおり、大体4分の1か5分の1の間ぐらいの金額というふうになっておりまして、これは主に記録問題対策に係る准職員の職員経費でございます。これは先ほど申し上げました紙台帳とコンピュータ記録の突合せの事業など、最終的に、業者委託した後にお客様に対する通知などを出したりするような業務などでどうしても必要になりますので、そういったところで必要な人件費を計上しているところでございます。

【伊原記録問題対策部長】 今おっしゃられているのは、どういうふうに区分しているかということですが、例えば、紙コン事業に従事する機構の職員は、この215億円のほうに入っていますし、年金事務所で基幹業務に従事する場合は、下の950億円のほうに入っているというふうに、それぞれ分けて考えております。

【片桐委員】 そうすると、管理職の方の人件費というのは、これは950億円のほうに入っている感じで、215億円のほうは、准職員だけということなのでしょう。

【本田財務部長】 申し上げましたとおり、この215億円の人件費は、准職員という御理解で結構だと思いますので、御指摘のとおりだと思います。

【片桐委員】 准職員とおっしゃっているのは、雇用形態はよく分からないので教えていただきたいのですが、雑給のほうの有期とは違うわけですね。

【本田財務部長】 はい。

【片桐委員】 どのような違いがあるか、ちょっと教えてください。

【野口経営企画部長】 准職員の方につきましては、仕事の中身、職責的には、正規職員並みの仕事をするという位置付け。そういう意味で、通常のアシスタント、いわゆるアルバイトのような職員の方と違うという意味で、処遇面としましては、正規職員と近いような給料ということになっているわけでございます。ただ、正規職員の場合には、期間が

定められていない職員でございますが、准職員の場合には、それが有期である、期間が決まれているというところが大きく違っている、そういうところだと理解しております。

【片桐委員】 その期間というのは、1年ではなくて、複数、2年、3年とか、そういうものもあるのでしょうか。

【野口経営企画部長】 はい。実は採用の時期に応じましてちょっと違っている部分がございます。それから、准職員の方といいますのは、通常業務に従事する准職員もおります。そのほか、記録問題に従事する准職員というので、二通りございまして、そういう意味では通常業務についての准職員の方は、こっちの人件費に入っているということでございます。ここに書いてあるのは、記録問題に従事する准職員の方で、このような方の場合には、基本的には1年単位で更新されるということでございます。

【片桐委員】 そうしますと、この記録問題の解決が終わった暁には、ここの部分の人たちというのは、どのような、要は、通常の事業運営業務のほうに回っていかれることになるのか、そうではなくて、契約が終わるということになるのか、どちらなのでしょう。

【野口経営企画部長】 記録問題のための職員の皆様については、記録問題が終われば雇用契約は切れていく、こういうことが基本でございます。

ただ、個々の人に着目した場合には、例えば、様々な正規職員の登用制度もありますので、そちらのほうに移り変わる方もいらっしゃると思いますが、仕組みとして見た場合には、記録問題の対応要員というのは、記録問題がなくなれば、それは言わば雇止めにされていくというような方々になるという理解でございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【郷原委員長】 いいですか。

【高山委員】 初めて拝見する資料ですので、理解ができないところが多い。こういう仕分けではなくて、実質的に人件費に相当する金額がどのくらいなのか。雑給も人件費です。外部委託費も給与で払っている部分が結構多い。通信運搬は違うと思いますが、雑役務費は雑費と役務提供費ですから、記録問題のところで608億円等あって、テナント料等を除けば、人件費相当分が結構多いはず。その他も、何かよく分からない。物品の購入、旅費、テナント料、通信費等、そういう費目を除くと、全体として人件費が大ざっぱに8割ぐらいだと考えてよろしいでしょうか。典型的なサービス業だと思ってよろしいでしょうか。

【本田財務部長】 申し訳ございません。そういう観点で分析をしたことが余りありま

せんので、また、そこは精査をさせていただきたいと思います。

【郷原委員長】 はい。

【岡村厚生年金保険部長】 すみません、今の話題とは関係ないのですが、先ほど質問をちょうだいいたしました不納欠損額でございますが、大ざっぱな数字でよければ、今、御披露したいと思います。

平成20年度から22年度分までということで御報告させていただきたいと思いますが、不納欠損額でございますが、中身といたしましては、厚生年金保険と協会管掌の健康保険と船員保険の合計ということで御理解いただきたいと思うのですが、20年度に関しましては240億円、21年度に関しましては350億円、22年度に関しましては610億円ということになっております。23年度につきましては、とりまとめ中でございますので、また別途の機会に御報告させていただきたいと思います。

【郷原委員長】 要するに、相当な勢いで増えているということですね。

【岡村厚生年金保険部長】 これは定量的に分析しているので、こうと言い切れるわけではないのですが、増えている要因としては、2点ほどございます。御指摘のように、確かに景気が悪くて増えているということもあるのですが、実は18年以来、記録問題に忙殺されていて、本来はもう不良債権化していてBSから落とさなければいけないのですが、落とすためにはそれなりの財産調査をしてからでないと落とせませんので、そこに手が回っていなかったのが、業務がようやく正常に復しつつあるので、その辺のものを落としているということも、寄与している要因としてはあろうかと思えます。

【郷原委員長】 それから、この2枚目の経費の厚生年金、健康保険、船員保険の適用関係業務のところ、未適用事業所の適用促進に関する経費で、うち、外部委託費というのが3.9億円ということになっているのですが、これはどういう範囲を外部に委託しているのですか。

【岡村厚生年金保険部長】 こちら、適用に関しては、外部委託でやっている部分もございまして、もちろん、部内の本雇いの職員がやっている部分もあるわけなのでございまして、とりあえず数として多いので、まず軽微な接触という部分につきましては、外部委託に回しているということでございます。

ちなみに、この3.9億円の内訳でございますが、0.5億円が、文書・電話による加入勧奨ということで、これは24年度予算ですと、10万件ぐらiyorうかというふうに考えているわけでございます。残りが3.5億円弱でございますが、こちらは何かといいますと、訪問によ

る加入勧奨ということで、8万3,000件ほど考えているのですが、文書でもやや強目のアプローチということで、実際、事務所のほうにリンクをいたしまして、どうぞ入ってくださいということを外部委託しているところでございます。

こういった外部委託を受けまして、外部委託をやっても駄目なところにつきましては、本来の正規職員のほうで更にやっているということで、御理解いただければと思います。

【郷原委員長】 本来、適用の対象になる事業者に対しては、とにかく一律に適用を勧奨するというやり方、そういう方針でやっているのですか。

【岡村厚生年金保険部長】 そうではございませんで、やはり人数の多いところを優先してやっていく。やはり費用対効果というのは、業務上外せない話でございますので、そういったリストアップをしまして、大きいところから当然やっていくということでやっているわけでございます。

これは決して小さいところを等閑しているというわけではございませんが、やはり費用対効果上、上からやっていくということで、各ブロックに指示しているわけでございます。

【郷原委員長】 ということは、この外部委託する勧奨というのも、どこに対して勧奨するかは、正職員のほうが選んで、その上で、具体的な勧奨行為、文書の発送などのところだけをやってもらうということですか。

【岡村厚生年金保険部長】 いえ、実際、電話とか訪問もしているわけでございます。先ほど申しました、文書・電話による加入勧奨10万件と申し上げましたが、これは、現在把握している未適用事業所全部をやっている、<sup>しっかい</sup>悉皆でやっているというふうに御理解いただければと思います。さらに、そういうのをやった後でも入っていただけない方に関しては、正規職員で重ねてやっていると、こういうことで御理解いただければと思います。

【郷原委員長】 ということは、まずは文書・電話などによる勧誘は、ほぼ一律にやっています。

【岡村厚生年金保険部長】 さようでございます。

【郷原委員長】 その中で、重点的に勧奨するのは、できるだけ規模の大きいところということで。

【岡村厚生年金保険部長】 さようでございます。

【高山委員】 この2枚目を見ていますと、やはり国民年金の収納関係にそれなりに大きなコストを支払っているということが分かります。国民年金の収納率は御案内のような状況でして、決して芳しくない。日本年金機構のほうでどれだけ頑張っても、なかなかう

まくいかない。これは、もう制度問題です。国民年金の保険料を、例えば、国民健康保険の保険料と同時徴収するとか、何かいろいろな形で別のことを考えないといけないのではないのか。日本年金機構のほうにただ振るだけでは、この問題はなかなか将来も打開できないのではないのか。年金局のほうで、この問題をどういうふうと考えて、今後どういうふうになさろうとしているのか。いかがでしょうか。

【中村事業管理課長】 国民年金の収納対策、機構とも相談しながら、取組の強化を進めているわけですが、今回国会に提出をしました法案の中にも、年金機能強化法案の中でございますが、免除の対象になる方について、従来の、例えば、直近の7月までしか遡って免除できなかった方を、時効となっていない2年間につきましては、免除の対象にできるようにするとか、こういった制度的な減免への取組というものも進めておりますので、こうした取組を更に今後考えていく必要があるだろうと思っております。

それから、今も対象者に応じた取組をしていくのが大事だというようなことを申し上げましたが、そのために、どうしてもやはり所得情報をしっかり把握をする必要があるということですが、本来免除の対象になる方で、手続をされていないことによって未納の状態になっている方も結構いらっしゃるわけですので、そうした取組を強化する。そして、将来的には、今回国会に出しましたマイナンバー法案ができたときには、自治体から所得情報もいただいて、それもまた活用しながら取り組んでいく、こういったことで考えたいというふうに考えております。

【岸村委員】 御説明があったかもしれないのですが、聞き逃しているかもしれないので。この予算が24年度ということで御説明いただいておりますが、23年度と比較して、この大きな項目の中でどういう動きがあるのかということで、特に特徴的に増減の大きい事業等があったら、その辺をちょっと教えていただければと思うのですが。

【本田財務部長】 23年度と比べて、特に大きな増減のあったところということでございますか。

【岸村委員】 総額としても、例えば、交付金がどう動いたかとか、そういった、大まかでいいのですが。

【本田財務部長】 23年度の予算、まず総額で言うと、3,414億円だったのが、24年度予算は、これは合計額が書いていなくて大変申し訳ございません。3,378億円というふうに、36億円の減となっております。国庫財源の部分については、こちら、2,010億円となっておりますが、2,125億円というのがその前の数字でございます。それから、保険料財源のほう

が1,365億円となっておりますが、23年度で言えば、1,286億円というふうになっております。ですから、税財源のほうは110億円以上減っているのに対して、保険料財源のほうは80億円ぐらい増えているというようなところです。

一つだけ例示を挙げさせていただきますと、記録問題対策経費というのが、23年度予算ですと、1,060億円というのが計上されていたわけですが、こちらのほうにございますように、24年度は908億円ということで、若干減少したというようなところがございます。ただ、そこはこれまで記録問題対策部のほうからも御説明させていただいているとおり、必要な事業はきちんとやっていく中で、事業の合理化などを図って、減らせた部分があったということと理解しております。

【岸村委員】 分かりました。

【郷原委員長】 よろしいですか。

【吉山委員】 先ほど免除の話が出ていたのですが、免除の数はかなり増えているのでしょうか。時間も無いことなので、細かい数字は結構なのですが、増えているという話は聞いておりました。

【阿蘇国民年金部長】 増えております。

【吉山委員】 どのぐらいの、アバウトな数字で結構なのですが。

【阿蘇国民年金部長】 平成20年度は26.5%、平成21年度が27.4%、平成22年度が29%。今、23年度の1月末でございますが、まだ27%ということで、これから、対前年ですと若干伸びておりますので、毎年免除率は上がっていくと。

【吉山委員】 微増ぐらいですね。

【阿蘇国民年金部長】 微増ではあります。

【吉山委員】 いえ、結構免除の制度って浸透してきたと聞いているので、どのぐらいの数字が動いているのかということと、あと、やはり国庫負担分は、どちらにしても出ていくものなので、伺いたかったのです。ありがとうございます。

【郷原委員長】 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。